

青森県高等学校運動部活動奨励賞表彰要綱

(昭和55年4月 県教育長決裁)

1 趣 旨

青森県の高等学校において、優れた部活動を行っている運動部に対し、その活動を奨励するため奨励賞を授与する。

2 表彰の方法

- (1) 表彰は青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という）が表彰状及び賞品を授与して行う。
- (2) 表彰式は毎年青森県高等学校総合体育大会総合開会式において行う。
- (3) 被表彰者は毎年2運動部以内とする。

3 選考基準

運動部として活動が顕著で他の模範となる部。

注) 高体連からの推薦手順

- (1) 各専門部及び各高等学校は、推薦基準に該当すると思われる運動部について別紙推薦書を作成し、県高体連へ提出する。
- (2) 県高体連は、運動部活動奨励賞推薦委員会を開催し、その審議を経て、2運動部以内の候補部を順位を付記し教育長に推薦する。
- (3) 教育長は、推薦された候補部の中から被表彰部を決定する。